

平成16年5月13日

(仮称)NIPPPO小島町処理工場にかかる条例方法審査書の
公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

株式会社 NIPPPOコーポレーション

代表取締役社長 仁 瓶 義 夫

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)NIPPPO小島町処理工場

川崎市川崎区小島町8番

3 条例方法審査書公告年月日

平成16年5月13日(木)

4 問い合わせ先

株式会社NIPPPOコーポレーション 関東第一支店

工場建設事業部

東京都新宿区西新宿3丁目7番1号

電話03-5323-3677

(環境局環境評価室 担当)

電話200-2156

(仮称)NIPPPO小島町処理工場
に係る条例方法審査書(概要)

平成16年5月 川崎市

はじめに

(仮称)NIPPPO小島町処理工場(以下「指定開発行為」という。)は、
株式会社NIPPPOコーポレーション(以下「指定開発行為者」という。)

が、川崎区小島町 8 番地の 1.5 の区域において、循環型社会の構築に貢献することを目的として、建設系の産業廃棄物をリサイクルするための処理施設を建設するものである。

この処理施設は、アスファルトがら及びコンクリートがら（以下「がれき類」という。）を破碎、分級し、再生路盤材、再生骨材及び再生砂等を生産するものであり、1日の処理能力は1,040トンである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 16 年 1 月 13 日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告、縦覧を行ったところ市民等から意見書 1 通の提出があった。

この条例方法書について、平成 16 年 3 月 16 日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問したところ、平成 16 年 4 月 12 日審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第 14 条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

株式会社 N I P P O コーポレーション

代表取締役社長 二瓶 義夫

東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 11 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

- ・名称：(仮称) N I P P O 小島町処理工場
- ・種類：・工場又は事業所の新設（第 3 種行為）
・廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）

(3) 指定開発行為を実施する区域

- ・位 置：川崎市川崎区小島町 8 番地
- ・区域面積：15,010 m²(工業専用地域)

(4) 計画の概要

ア 目的

建設系廃棄物であるアスファルトがら及びコンクリートがら（がれき類）を破碎施設により破碎、分級処理し、再利用できる再生路盤材

及び再生骨材を生産する。

イ 土地利用計画

・ 管理棟	16 m ² (0.1%)
・ 破碎上屋	450 m ² (3.0%)
・ 再生骨材上屋	245 m ² (1.6%)
・ 原料ヤード (がれき類置場)	4,500 m ² (30.0%)
・ 再生路盤材置場	1,621 m ² (10.8%)
・ 屋外設備	565 m ² (3.8%)
・ 緑化地	4,092 m ² (27.3%)
・ 通路・駐車場等	3,521 m ² (23.4%)

ウ 処理設備計画の概要

項 目		計 画 内 容
収集対象地域		川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区、その他周辺部
収集対象廃棄物		産業廃棄物 (がれき類)
処 理 量		1,040 トン / 日 (130 トン / 時 × 8 時間)
設 備 ・ 工 程	原料供給、選別工程	グリーズフィーダーにて原料と路盤材を選別する
	一次破碎工程	ジョークラッシャにて原料を破碎する
	二次破碎工程	インパクトクラッシャにて原料を再破碎する
	鉄筋、木くず、異物抜き工程	磁選機、木くず除去装置にて異物を分離排出する
	ふるい分け工程	振動ふるいにてふるい分けし規格に適合した製品とする
運 転 計 画		受入 24 時間稼働、破碎設備 8 時間 / 日 (昼間) 運転

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為者は、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、緑、騒音、振動、廃棄物及び地域交通について予測及び評価を行うとしており、その選定概ね妥当であると考えている。

条例準備書の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画については、供用時における施設の稼働及び廃棄物等の貯留による粉じんの大気への影響、搬出入車両の走行及び船舶の航行による大気への影響について予測及び評価を行うとしている。

ストックヤードには、全面をカバーできる散水設備を備え、粉じん飛散防止対策を講じるとしているが、搬入車両からのがれき類の積み下ろし時等において、粉じんの飛散が懸念されることから、その具体的な抑制対策について、条例準備書で説明すること。

イ 緑（緑の質、緑の量、植栽土壌）

本計画では、環境保全目標として緑の現状を生かし、かつ回復育成を図るとしているが、計画地の緑の現状は良好な生育状況と見受けられないことから、条例準備書の段階で景観、立地及び事業特性を考慮した環境保全目標値を設定すること。

ウ 騒音及び振動

本計画については、建設時における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設の稼働及び搬出入車両の走行に伴う騒音及び振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であると考えている。

エ 廃棄物（産業廃棄物）

本計画では、建設工事及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当と考えるが、事業特性からそれらの処理、処分方法及び低減策については、具体的に示すこと。

オ 地域交通（交通混雑及び交通安全）

本計画では、建設時における工事用車両の走行及び供用時の搬出入車両の走行に伴う影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であると考えが、準備書作成の段階において、周辺地域で新たな開発事業等の計画が明らかになった場合には、できる限りこれらの事業の発生交通量を調査の上、これを予測及び評価の条件とすることが望まれる。

カ その他の事項

本計画では、がれき類の破碎、分級時に発生する粉じん防止策として界面活性剤を使用するとしているが、これを噴霧した再生骨材及び再生路盤材の置場において、雨水等により、界面活性剤等の溶出が考えられることから、このプロセス及び対策について、条例準備書で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

方法書に記載した「地球温暖化」、「資源」、「エネルギー」の各項目における環境保全のための措置については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境配慮の具体的な実施の内容について、条例準備書で明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成15年12月9日	指定開発行為実施届受理
平成16年1月6日	条例環境影響評価方法書縦覧公告
1月6日	条例環境影響評価方法書縦覧開始
1月13日	市長から審議会に条例方法書について 諮問
2月19日	条例方法書縦覧終了 縦覧者 11名
2月19日	意見締切り 意見書提出 1通
4月19日	審議会から市長に条例方法書について 答申

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年1月13日	市長から(仮称)NIPO小島町処理 工場に係る条例環境影響評価方法書につ
------------	---

いて、審議会あて諮問

1月16日

審議会（現地視察）

3月16日

審議会（事業者説明及び審議）

4月12日

審議会（答申案審議）